

令和6年4月

入札参加資格者 各位

久御山町

相指名業者への下請発注について

工事請負契約等の契約において、競争関係にあるべき相指名業者（同一入札に参加する他の業者をいう。入札参加を任意で辞退した業者は除く。）への下請発注（全ての下請発注を含む）については、法律上、禁止規則はありませんが、入札談合や事前の利益供与などを誘発し、公正な競争入札を阻害する可能性があることから、あらぬ誤解が生じたり、いらぬ疑念を招く恐れがあります。

つきましては、事業者として正当な理由や特別の理由があり説明責任を果たせる場合を除いて、相指名業者へ下請発注することは避けていただくなど、適切な対応についてご協力をお願いします。